

令和元年度 取りまとめ経過・要望結果

1. 福島県中央会要望の取りまとめ経過について

(1) 福島県中央会取りまとめ

【開催日】令和元年 6月21日

- ・委員会及び合同会議を開催。「総合・税制」委員会、「商業・工業・サービス業」委員会、「金融・労働」委員会の3委員会により検討し、引き続き、合同会議において各委員会で検討した結果を報告、協議し、最終原案をとりまとめた。

(2) 東北・北海道ブロック取りまとめ

【開催日】令和元年 7月23日

- ・東北・北海道中小企業団体中央会連絡協議会会長会議で検討。同ブロック提出議題としてまとめ、全国中央会に提出。

(3) 全国取りまとめ

【開催日】令和元年 9月12日、19日

- ・全国中央会において金融・労働の各専門委員会でそれぞれ検討。
出席者：労働専門委員会 副会長 / 金融専門委員会 副会長

【開催日】令和元年10月17日

- ・全国中央会において全国大会特別委員会を開催し、総合的に検討。
出席者：会長

(4) 全国大会決議

【開催日】令和元年11月 7日

- ・第71回（令和元年度）全国大会で決議される。（場所：鹿児島県鹿児島市「鹿児島アリーナ」）

2. 本県要望の経過一覧

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|--|
| <特別要望> 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興対策 1. 東日本大震災からの着実な復興支援 1 継続的な復興への支援 | 要望へ反映 | — | 【実現】 令和2年3月3日、政府は2021年3月末となっている復興庁の設置期限を10年延長する復興庁設置法などの関連法改正案を閣議決定した。「復興・創生期間」(21年3月末で終了)後も、引き続き被災地に寄り添う体制を維持するため、復興を支える仕組みや組織、財源を一体的に整備する。①地震・津波被災地では、企業への税優遇を被害が大きかった地域に重点化、②福島県外からの新たな住民の移住促進や交流・関係人口を増やす事業に交付金を支給、③福島の風評対策として、海外の輸入規制緩和に向けた取り組みを強化、④震災復興特別会計は21年度以降も継続等、今後の方針をまとめた。 |
| 2 復旧・復興に向けた公共工事の地域中小企業への優先発注と官公需適格組合の積極的な活用(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【未実現】 復旧・復興工事の加速化が進められているが、発注に当たっての特段の支援措置は講じられていない。 |
| 3 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の継続(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【実現】 これまでに発生した災害と併せて、新たに発生した災害に対する支援措置として継続して措置される。東日本大震災関連では、令和元年12月までに、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県で、730グループ5,224億円(うち国費3,483億円)の交付が決定されている。 |
| 2. 東京電力福島第一原発事故克服への対応 1 原子力災害の克服(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 福島第一原子力発電所の廃炉作業では「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、汚染水対策、使用済燃料プールからの燃料取り出し、燃料デブリ取り出し、廃棄物対策などが進められている。令和元年12月には廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において本ロードマップが改訂された。令和2年2月に行われた廃炉・汚染水対策チーム会合/事務局会議の資料では、使用済燃料プールからの燃料取り出しについては、4号機は完了、3号機の取り出し開始が平成31年4月15日より開始され、令和2年度内の燃料取り出し完了を目指し、作業を進めており、1～2号機の取り出し開始が令和5年度を目処とされている。燃料デブリ取り出しについては、2号機から開始することや、令和13年度末までに1～6号機全てで使用済燃料プールからの取り出しの完了を |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|--------------|---|
| | | | <p>目指すことなどが改訂ロードマップに盛り込まれた。汚染水対策については、①汚染水を取り除く、②汚染水を近づけない、③汚染水を漏らさないの3つの基本方針に基づき進められている。また、中間貯蔵施設の整備及び除染廃棄物搬入対策の加速化については、福島県内では、平成30年3月、帰還困難区域を除き、全ての市町村で面的除染が完了。除去土壌等については、分別処理を行い、令和元年度2月末時点で、約324万㎡（輸送量ベース）の土壌を土壌貯蔵施設に貯蔵した。令和2年3月の仮設焼却施設及び仮設灰処理施設の稼働に伴い、灰処理ばいじんの廃棄物貯蔵施設への貯蔵を開始する予定である。計画では、令和3年度までに、仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への搬入完了を目指すとされている。また、輸送量の段階的な拡大に向けて、高速道路や周辺道路の整備を行うとともに、輸送に当たっての安全対策を徹底するとされている。中間貯蔵施設については、30年以内の県外最終処分までの間、安全に集中的に管理・保管するために整備されており、平成29年6月より除去土壌等の分別処理が開始され、同年10月には土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵が開始された。引き続き、減容化施設や廃棄物貯蔵施設等の整備が進められている。</p> |
| <p>2 風評被害対策、被災中小企業の自立支援 (1) 風化防止と風評被害の払拭に向けた県産品の販路開拓支援（継続・修正）</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>【一部実現】 福島県の風評対策については、これまでの取組みが一定の成果を上げている一方、いまだ24の国や地域で輸入規制が継続されているなど、原発事故の影響は依然として根強く残っている。福島県では、令和2年度福島県総合計画「11の重点プロジェクト」において、風評・風化対策プロジェクトとして136億円（61事業）が予算計上されている。以下のプロジェクトに基づき、原発事故の影響が残る福島への不安を減少させるとともに、福島県の復興の取組みや現状、魅力に関する理解と共感が国内外に広がるような取組みを進めて行くとしている。①農林水産物をはじめとした県産品の販路回復・開拓、②観光誘客の促進・教育旅行の回復、③国内外への正確な情報発信、④ふくしまをつなぐ、きずなづくり、⑤東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進。</p> |
| <p>(2) 被災中小企業の自立支援策の拡充・住民の帰還促進（継続・修正）</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>【一部実現】 福島県では、令和2年度福島県総合計画「11の重点プロジェクト」において、新産業創造プ</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|-------------------------------------|-----------------|-------|---|
| | | | <p>プロジェクト 288 億円 (33 事業)、中小企業等復興プロジェクト 875 億円 (41 事業)、農林水産業再生プロジェクト 700 億円 (77 事業) などが進められる。新産業創造プロジェクトでは、「ハイテクプラザ南相馬技術支援センター」を新設し、ロボット産業を始めとした相双地域等の産業振興に向け、県内企業への技術支援や研究開発体制の強化を行うなど、人材育成や研究開発から事業化までの継続的な支援などにより、関連産業の育成・集積に取り組み、経済・産業の力強い再生を進める。中小企業等復興プロジェクトでは、喫緊の課題となっている事業承継に対する取組みとして、新たに後継者を対象とした知識・ノウハウを習得するための研修会等を実施するほか、事業承継等の取組みに対する支援や専門家の派遣、必要な資金の融資など、関係団体等と共に力を合わせ、オールふくしまの体制で積極的に推進する。農林水産業再生プロジェクトでは、新規就農者が 4 年連続で 200 名を超え、再生への歩みを着実に進める中、引き続きオリジナル品種の開発や ICT を活用した省力化等による生産性向上を図ることはもとより、企業等の参入支援を含めた担い手確保・育成、さらには認証 GAP や水産エコラベルの取得を通じた消費者の信頼回復と産地競争力の強化を推進する。また、平成 31 年 4 月に福島大学食農学類が開設されたことから、地域課題を解決する講座運営の支援や、人材育成に係る相互協力に取り組み、農林水産業の再生と成長産業化に向けた共働きを進めて行くとしている。</p> |
| 3 原発事故損害賠償の確実かつ完全な実施 (継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>平成 28 年 12 月 20 日に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、被災者・被災企業への賠償は、引き続き、東京電力の責任において適切に行われている。また、除染特措法 11 に基づく除染・中間貯蔵施設事業の費用は、復興予算として計上した上で、事業実施後に、環境省等から東京電力に求償することとなる。東京電力において必要となる資金繰りは、引き続き、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法)に基づき、支援機構への交付国債の交付・償還により支援される。以上に基づき行われている東京電力からの損害賠償の支払い額は、令和 2 年 2 月時点で、総額 9.3 兆円となっている。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|---|
| <p>〈Ⅰ 総合〉</p> <p>1. 事業承継に向けた支援（継続・修正）</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（中小企業成長促進法案）が令和2年3月10日に閣議決定され、通常国会へ提出された。本法律では、中小企業による事業承継の円滑化を図るため、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に係る支援、経営力向上計画及び地域経済牽引事業計画における事業承継支援並びに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講ずるとともに、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行うとされている。</p> <p>予算については、事業承継・世代交代集中支援事業として令和元年度補正予算 64 億円が措置され、経営者保証解除に向けた専門家による支援、プッシュ型事業承継支援高度化事業、事業承継補助金、承継トライアル実証事業が行われる。また、令和2年度予算では、中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 73 億円、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 75 億円が措置される予定。なお、第三者事業承継税制は創設されなかった。</p> |
| <p>2. 商店街振興組合法の改正</p> | 要望へ反映 | — | <p>【未実現】</p> <p>特段の措置は講じられなかった。</p> |
| <p>3. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充</p> <p>(1) 中小企業連携組織対策の拡充・強化 (継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>昨年11月29日、全国商店街振興組合連合会とともに全国知事会古尾谷光男事務総長と面談し、全国大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の確保・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡し、都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を強く申し入れた。令和2年度においては、大阪府中央会以外は、おおそ必要な連携対策予算が確保されたが、令和3年度以降の予算措置については、不透明な状況にある。令和2年度中小企業連携組織対策推進事業費補助金については、前年度とほぼ同額の6.6億円が確保されたが、国及び都道府県による中央会の事業費及び人件費の拡充、再雇用者人件費の別枠措置等は講じられてはいない。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---------------------|-----------------|-------|--|
| (2) 中小企業施策の強力な推進 | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【実現】</p> <p>令和元年度補正予算(約 4.47 兆円)において、経済産業省で計上されている中小企業対策費は、4,067 億円(対前年度比プラス 1,433 億円)となっている。具体的には、中小企業等グループ補助金(190 億円)や「中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備」では、ものづくり補助金を含む中小企業生産性革命推進事業(3,600 億円)、事業承継支援(64 億円)、中小企業等の海外展開支援(68 億円)、地方創生交付金(600 億円)、キャッシュレス・ポイント還元事業(1,497 億円)が措置された。また、令和2年度当初予算については、消費税増収分を活用した社会保障の充実、総合経済対策の着実な実行、歳出改革の取組みの継続により、経済再生と財政健全化の両立を実現していくとされている。中小企業・小規模事業者は「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という構造変化への直面しているため、①事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進、②生産性向上・デジタル化、③地域の稼ぐ力・インバウンドの拡大に重点的に取り組むこととし、中小企業対策費については、ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業(10 億円)や経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設など事業承継に対する支援の充実等、1,111 億円(前年度比マイナス 6 億円)が措置されている。</p> |
| 4. 海外展開支援の強化(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【実現】</p> <p>令和2年度当初予算において「JAPANブランド育成支援等事業」(10.0 億円)、「現地進出支援強化事業」(14.2 億円)及び「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業費」(2.9 億円)が予算措置された。「JAPANブランド育成支援等事業」では、①海外・全国展開型として、中小企業等が海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する取組み(新商品・サービス開発やブランディング等)、②支援事業型として、民間支援事業者や地域の支援機関等が複数の中小企業者に対して海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得に関する支援(調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供等)を行うとしている。「現地進出支援強化事業」では、中小企業が抱える個別課題の解決等を目的とした「海外展開支援プラットフォーム事業」において、各業界の豊富な知識や人脈を活かした商談アレンジや、事後にバイヤーのフォローを行うマッチングコ</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|--|
| | | | <p>ーディネーターを拡充し、商談の質や幅を改善するなど、中小企業の海外展開の進展度合いに応じて、効果・効率的な支援策を国内外でシームレスに実施するとしている。「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル調査・実証事業費」では、マーケット環境の変化や海外での販売先・提携先の確保、通関手続、決済対応といった様々な課題に対応した、民間事業者間の連携による新たな輸出ビジネスモデルを創出するため、①民間事業者による有望な輸出支援の取組みへの実証的な支援及び②輸出に係る多様なビジネスモデルの調査、輸出戦略の形成・横展開をすることで、これらの取組みを通じて、輸出ビジネスにおける多様な課題へ対応するとともに、最終的には、中堅・中小企業の海外展開が民間企業間の連携により、自律的に拡大する仕組みの構築を目指すとしている。また、人材育成への支援については、令和2年度当初予算において、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」(11.7億円)、「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」(42.7億円)及び「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」(29.0億円)が予算措置された。「中小企業・小規模事業者人材対策事業」では、中小企業海外ビジネス人材育成支援事業として、中小企業・小規模事業者が自立的・能動的に海外ビジネスを進められるよう、海外展開戦略の立て方・進め方、情報の集め方、専門家等とのネットワークの構築の仕方、商談の進め方等、基礎的なスキルを習得できるプログラムを提供するとしている。「技術協力活用型・新興国市場開拓事業」では、日本企業が新興国でビジネスを展開する上で課題となる現地人材の育成、事業環境の整備等を図ることで、日本企業の新興国市場への進出を後押しするとしている。「中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業」では、国、支援機関等で構成される「新輸出大国コンソーシアム」の枠組みを活用し、海外展開のあらゆる段階における専門家のサポートを実施するとしている。</p> |
| 5. 中小企業組合への優先発注及び官公需対策の推進（継続・修正） | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需における政府一体の取組みとして、毎年、中小企業庁が経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の基本方針に準じた取組みについての要請文を发出しているが、官公需制度及び官公</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|--------------|---|
| | | | <p>需適格組合に関する周知は、毎年度都道府県ごとに開催している「令和元年度官公需確保対策地方推進協議会」等で行われているが、新たな周知は進められてはいない。なお、官公需適格組合数は、令和元年12月31日現在で、884組合（物品181、工事210、役務493）となっており、前年よりも10組合増加している。また、全国中央会では、「令和元年度官公需受注促進事業委員会」を立ち上げて、官公需受注成功組合事例の調査を行い、事業協同組合等の官公需受注機会の増大及び官公需適格組合制度の普及に資することを目的とした報告書を作成した。本報告書を活用して、発注機関に対する周知に努めていくこととしている。</p> |
| <p>〈Ⅱ 金融〉 1. 中小企業金融対策の拡充 (1) 中小企業・小規模事業者の多様なニーズにあった各種金融支援策の継続・拡充（継続）</p> | <p>要望に反映</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>【実現】 令和2年度経済産業省関係予算として、1,111億円の中小企業対策費が計上された。福島への復興・再生、デジタル経済の進展への対応、新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備、日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化等が盛り込まれた。</p> |
| <p>(2) 信用組合の地域金融機能の堅持・支援の強化（継続・修正）</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>【一部実現】 金融検査マニュアルが令和元年12月18日に廃止され、画一的なマニュアルは廃止され、地域性や金融機関の特性に応じた債務者区分や引き当てを決定できるように措置された。また、ゆうちょ銀行の業務拡大が、協同組織金融機関の現場や中小企業の金融の円滑化に無用の混乱を来さぬよう、十分な配慮と必要な措置を講じる必要があり、引き続きを注視していく必要がある。</p> |
| <p>(3) 中小企業向け金融機能の維持（継続・修正）</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>要望へ反映</p> | <p>【一部実現】 出資者でもある中小企業組合等の意見が十分に反映され、地域経済を担う中小企業組合や中小企業の支援による地域経済活性化のための取組みを支援するための制度融資や地域金融機関と連携した協調融資を維持・強化していく動きが、商工中金経営改革プログラムに沿って展開されている。さらに、生産性向上、事業承継、新事業展開・新市場開拓、グローバル展開、協業化・集約化・連携・事業再生・財務改善など中小企業等の成長と地域経済活性化等十分な政策機能が前向きかつ安定的に発揮できるような組織・機能を維持し、</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|----------------------------|-----------------|-------|--|
| | | | 必要な措置を講じられることを経済産業大臣懇談会にて直接要望した。また、日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化については、令和2年度当初予算において、前年並みの予算が確保される見通しであり、引き続きセーフティネット面で重要な役割を果たせるような措置された。 |
| (4) 中小企業高度化融資制度の見直し(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>下記については未実現であり引き続き要望を継続していく。中小企業基盤整備機構が行う高度化融資制度が、これまでに中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割は極めて大きい。高度化事業は、団地・商店街等を取り巻く環境が大きく変化し、耐震、省エネ等のためのリニューアルニーズも強いことから、迅速かつ柔軟に多くの組合が積極的に活用できるよう、貸付要件の緩和、審査期間の短縮、既往融資の条件変更や借換対応の柔軟化を含めた制度の再構築を講じる必要がある。本制度は、中小企業基盤整備機構と都道府県が一体となって資金面から支援する制度であるが、都道府県からの貸付が困難な場合が多いことから、小規模企業で組織する組合や地域経済に大きな影響を与える卸団地等に対しては、中小企業基盤整備機構から直接貸付けを行えるようにするべきである。また、財政事情が厳しく予算措置を講じることができない都道府県に対しては、中小企業基盤整備機構がその財源を都道府県に融資する制度を創設する必要がある。現在、集団化事業を実施するためには、組合員等である特定中小企業者等の数が原則「10人以上」必要とされ、人口10万人以上の都市部については、一定の要件のもと「5人以上」で実施が可能とされている。人口10万人未満の市町村においても都道府県若しくは市町村が地域の振興に資すると認める場合等、例外的に事業実施が可能な場合もあるが、都市部以外で操業する中小企業の移転ニーズ、小規模市町の企業誘致及び未利用地の有効活用に結び付いていないことから、集団化事業の実施要件をすべての市町村において「5人以上」とする必要がある。東日本大震災以降、沿岸地域に立地する中小企業は、災害の事前対策としてのBCP対策のほか、津波の恐れのない安全な内陸部に移転することが有効な手段とされている。こうした移転には多額のコストを要し、従業員の継続的な確保が困難であるためほとんど進んでいない。沿岸地域の不動産価格の下落などにより、資金調達も困難な状況にあることから、高度化融資のメニュー化による多様な資金調達方法を講じる必要が</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|---|
| | | | ある。融資の際に必要な個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用するよう、都道府県に周知・徹底することが必要である。また、都道府県においては、経営環境の変化に対応した債務の軽減・免除、相続時の個人連帯保証の解除等に弾力的に対応し、銀行保証や物的担保を活用する等、再チャレンジを可能とする新たな特別措置等を拡充・強化する必要がある。また、高度化の担保及び連帯保証人について、残債額に応じた柔軟な再設定ができるようにする必要がある。 |
| (5) 経営者保証に関するガイドラインの遵守(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>中小企業の生産性が向上し、積極的に未来への投資を行い、成長戦略を具現化するには、金融機関から円滑に資金を調達する必要があるが、現状の金融慣行では個人保証を必要とするケースが依然として多く、経営者に対して再チャレンジの道を閉ざし、リスクを冒してまでも投資する意欲を減退させる要因となっている。金融庁では、平成26年6月に「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集を公表し、平成26年12月、平成27年7月、平成29年6月及び平成30年1月には、それぞれ事例を追加して改定版を公表した。事業承継に関しては個人保証の二重取りの原則禁止が特則に記載される等、今後も経営者ガイドラインに沿った取り組みが進む機運が醸成されている。また、事業性評価による不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資手法を引き続き普及していく必要がある。</p> |
| <p>〈Ⅲ 税制〉</p> <p>1. 創業期の企業等における税制特例措置 (継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【実現】</p> <p>エンジェル税制については、個人投資家の裾野拡大とリスクマネー供給の強化を図るため、対象となるベンチャー企業の要件を、設立後3年未満から5年未満へ緩和するとともに、クラウドファンディング事業者を認定対象へ追加するとされた。</p> |
| <p>2. 中小企業の経営基盤を強化する税制 (1) 法人税等の見直し(継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■中小法人の法人税の軽減税率の引下げ及び恒久化【未実現】</p> <p>法人税率の軽減措置(年800万円以下の所得金額について、本則19%を15%に軽減する措置)は、適用期限が2021年度末となっているが、今般新たに特段の措置は講じられなかった。また、法人税の軽減軽減税率に関する企業組合と協業組合への対象拡大についても特段の措置は講じられなかった。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|--|
| | | | <p>■少額減価償却資産の全額損金算入の恒久化及び拡大【一部実現】</p> <p>恒久化や拡大はなされなかったが、次の見直しを行ったうえで、適用期限が2年延長された。</p> <p>① 対象法人から連結法人を除外</p> <p>② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下（現行：1,000人以下）に引き下げる。</p> |
| (2) 印紙税の廃止措置 (継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>特段の措置は講じられなかった。</p> |
| 3. 事業承継税制の更なる要件の緩和(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>税制上の措置はなされなかったが、経済産業省関係令和元年度補正予算において、事業承継時の経営者保証の解除を促進するための専門家による支援事業が予定されている。また、事業承継の更なる促進に向けて、事業承継ネットワークによるプッシュ型の事業承継診断や専門家派遣、事業承継補助金による後継者の経営革新等の支援、承継トライアル実証事業による後継者育成の後押しなど、承継前から承継後まで切れ目のない支援が予定されている。計画を作成して確認を受ける仕組みで、承継後は事業・資産保有の継続について定期的な確認が行われる。</p> |
| 4. 登録免許税・不動産取得税の軽減措置 (継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>特段の措置は講じられなかった。</p> |
| 5. 被災中小企業における各種税負担の特例措置(継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>特段の措置は講じられなかった。</p> |
| 6. 消費税対策の強化 (1) 消費税率引上げ実施に向けた万全な対策の実施(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■消費税の引上げにあたっての景気対策の実行【一部実現】</p> <p>消費税率引上げに伴う需要平準化対策として、キャッシュレス・消費者還元事業が令和元年度補正予算で1,497億円、令和2年度予算で2,703億円が措置されるなど、引き続き対策が講じられる。価格転嫁対策については、転嫁対策特別措置法に基づき、引き続き措置が講じられる。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|---|
| | | | <p>■消費税の外税表示の恒久化【未実現】 特段の措置は講じられなかった。</p> <p>■インボイス方式の廃止を含む慎重な対応【未実施】 特段の措置は講じられなかった。</p> |
| (2) 消費税率の上乗せ課税の早期解消(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】 特段の措置は講じられなかった。</p> |
| <p>〈IV 商業・サービス業〉</p> <p>1. 地域商店街及び中小小売・サービス業のための支援拡充</p> <p>(1) 地域コミュニティを支える商店街の機能強化に対する支援の拡充(継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■小売業の振興を目的とした支援策の拡充【一部実現】</p> <p>令和元年度補正予算にて、キャッシュレス・消費者還元事業として1,497億円が措置された。中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進する。</p> <p>令和2年2月14日からは日本政策金融公庫による、キャッシュレス決済導入に向けた低利融資制度が措置された。</p> <p>■機能的なまちづくりの推進【一部実現】</p> <p>令和2年度当初予算において、「安全で魅力あるコンパクトなまちづくりの推進」、883億円が予算措置されており、安全で魅力あるコンパクトなまちづくりを推進し、地方都市の再生や町のにぎわい創出等に対する支援強化を目的としている。さらに、新技術や官民データの活用により、都市の諸課題を解決するスマートシティの推進として2億円が措置された。地域の歴史・景観、緑地、農地などの地域資源を活かした魅力ある街づくりを推進するため、371億円が措置された。</p> <p>■商店街におけるにぎわい創出強化のための人材育成・確保策に対する支援【一部実現】</p> <p>商店街におけるにぎわい創出強化のための人材育成・確保策に対する支援として、(株)全国商店街支援センターにて下記の予算を確保している。</p> <p>・商店街担い手・人材育成事業 8,700万円</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・商店街情報収集・提供事業 4,600 万円 ・商店街総合支援事業 7,700 万円 ・商店街活性化に向けた地域での支援・協働体制づくり支援事業 4,500 万円 ・地域商業活性モデル事例の広報・顕彰事業 800 万円 <p>■インバウンド需要に対する商店街事業への支援強化【一部実現】</p> <p>中小企業等と外国人専門家が連携し、外国人観光客に魅力ある商品・サービスの開発や店舗データ分析等による効果的な商品・サービスの提供を支援するために、「インバウンド事業拡大推進事業」として5億円が措置された。</p> |
| (2) 買物弱者対策への支援強化(新規) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>上記「IV 1 (1)」のとおり。</p> |
| <p>2. まちづくりの推進、中心市街地の再生支援</p> <p>(1) 商店街に配慮した大型店出店の規制継続(継続)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>大規模小売店舗立地法が平成12年に廃止されて以降、中心市街地や商店街では大型店やチェーン店等の無秩序な出店・撤退により空洞化が進み、これまで培われてきた地域の歴史や伝統、文化などが失われ、コミュニティが崩壊し、まちの賑わいが失われつつある点に対し、次のとおり、にぎわい創出のための予算が措置された。令和2年度当初予算において、「安全で魅力あるコンパクトなまちづくりの推進」、883億円が予算措置された。安全で魅力あるコンパクトなまちづくりを推進し、地方都市の再生や町のにぎわい創出等に対する支援強化を目的としている。また、新技術や官民データの活用により、都市の諸課題を解決するスマートシティの推進として2億円が措置された。地域の歴史・景観、緑地、農地などの地域資源を活かした魅力ある街づくりを推進するため、371億円が措置された。</p> |
| (2) 空き店舗対策への支援拡充(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>上記「IV 1 (1)」のとおり。</p> |
| (3) 中心市街地活性化のための支援制度の創設(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>上記「IV 1 (1)」のとおり。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|------------------------|-----------------|-------|---|
| 3. 中小流通業への支援策強化(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■流通・物流業における適正取引の支援【実現】</p> <p>令和元年度補正予算案において、「中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けた荷役効率化機器の導入支援」(1.0億円)が予算措置された。「中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けた荷役効率化機器の導入支援」は、トラック運送業における労働生産性の向上や持続的な経営の確保を図るため、中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化に資する機器(テールゲートリフター、ユニック車、フォールドデッキ)の導入支援を実施している。また、令和2年度当初予算案において、安心で利便性の高い自動車運送事業・自動車整備業の実現に向けた取組みとして「トラック事業における働き方改革の推進」(0.9億円)が予算措置された。「トラック事業における働き方改革の推進」は以下の3つの取組みにより構成されている。</p> <p>①輸送品目別の取組みの強化として、トラック輸送における物流の生産性向上やトラックドライバーの長時間労働の改善のためには、個々の輸送品目ごとに抱える課題等に違いがあることから、輸送品目ごとの課題把握や改善策の検証を行うとしている。具体的には、荷待ち件数が多い加工食品、建設資材、紙・パルプについて、課題解決のための検討・検証や改善策等の全国展開や各地方の実態を踏まえた改善策の検討・検証、改善策や好事例の普及・浸透を図っている。</p> <p>②「ホワイト物流」推進運動の展開として、深刻化する運転手不足に対応し、産業活動等に必要な物流を安定的に確保するため、荷主、物流事業者等関係者が連携して強力で推進している。具体的には、荷主・物流事業者の取組み事例の集約及びセミナー等による展開や、ポータルサイトの運営等を行うとしている。</p> <p>③長時間労働の是正に向けた調査事業として、ドライバーの働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにするためには、長時間の荷待ち等を発生させないことが重要であることから、トラック運送事業の実態調査(荷待ち・荷役・労働時間など)を行うとしている。具体的には、デジタルタコグラフの荷待ち記録のプロローブデータを用いて荷待ちが多く発生している地域を推定し、令和元年6月から乗務記録への記載が義務づけられた荷役作業時間等の状況を把握するための調査を実施している。また、生産性向上に向けたIT機器に関する調査事業を実施している。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|-------------------------|-----------------|-------|--|
| | | | <p>■流通・物流業のコスト削減等のための高速道路料金の割引拡大【一部実現】</p> <p>大口・多頻度割引制度における契約者単位の1台の月額平均利用金額の引き下げ及び恒久化の措置はされなかった。なお、令和元年度補正予算案において、「自動車運送事業者の労働生産性向上等のための高速道路料金割引の臨時措置」(78.4億円)が予算措置された。「自動車運送事業者の労働生産性向上等のための高速料金割引の臨時措置」は、平常時、災害時問わず物流機能を担う自動車運送事業者に対し、ETC2.0の普及を促進しつつ、物流コストを低減し、経営体質の強化により生産性向上を図るため、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対する大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置の延長(令和3年3月末まで)を実施するとしている。</p> |
| 4. 中小観光産業への支援策強化(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■観光を通じた被災地の復興加速の支援【実現】</p> <p>令和元年度補正予算案において「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」(3.2億円)、「東北観光復興対策交付金」(21.0億円)、「東北観光復興プロモーション」(10.0億円)、「新しい東北交流拡大モデル事業」(3.0億円)、「福島県観光関連復興支援事業」(3.0億円)が予算措置された。「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」は、2020年東京オリンピック・パラリンピックにより多様な外国人観光客の来訪が見込まれる競技会場周辺、ホストタウン、選手村が所在する地域において、ストレスフリーで快適に旅行できる環境を緊急に整備する必要があるため、これらの地域のうち、これまで訪日外国人旅行者の受入環境整備が十分に進んでいなかった地域を中心に、公共交通機関から観光案内所、観光拠点、飲食・小売店等に至るまでの地域が一体となって行う多言語対応、無料公衆無線LANやキャッシュレス決済環境の整備、バリアフリー化等を緊急的に支援するとしている。</p> <p>「東北観光復興対策交付金」は、東北6県の外国人宿泊者数を令和2年に150万人泊にするという政策目標の実現に向け、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させるため、東北地方の地方公共団体が実施する訪日外国人旅行者を呼び込むための取組みを支援している。「東北観光復興プロモーション」は、海外主要市場を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施するとしている。「新しい東北交流拡大</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|------------------|-----------------|------|---|
| | | | <p>モデル事業」は、平成 28 年度～令和元年度に実施したモデルを普及・展開、外国人旅行者の更なる誘客に繋がるビジネスモデルの構築を支援するとしている。「福島県観光関連復興支援事業」は、福島県が実施する国内観光振興に関する取組みを支援し、教育旅行の誘致に向けた取組みの支援を強化するとしている。また、令和 2 年度当初予算案において「DMOの改革」(7.4 億円)及び「MICE 誘致の促進」(1.6 億円)が予算措置された。「DMOの改革」は、全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、①全国の優良な観光地域づくり法人の体制を強化するとともに、②国と観光地域づくり法人が連携し、訪日グローバルキャンペーン等に活用できる優良なコンテンツの造成を推進するとしている。「MICE の誘致の促進」は、MICE 誘致の国際競争が益々激化する中、MICE の中でも取り込みが遅れているインセンティブ旅行の誘致強化やマーケティング展開等により、MICE 関連訪日外国人の増加とともに、その滞在期間・消費額増加を図り、国際機関や各国と連携した国際シンポジウムの開催を通じて、世界の観光政策の動向を踏まえた国内外の先進事例の共有・発信を行い、観光政策の推進に結びつけるとしている。</p> <p>■外国人観光客誘致拡大並びにクルーズ船観光客増加のための環境整備【実現】</p> <p>令和 2 年度当初予算案において、「戦略的な訪日プロモーションの実施」(87.2 億円)が予算措置された。「戦略的な訪日プロモーションの実施」は、地域への勧誘を強化しつつ、アジアからの取り込みを徹底するとともに、欧米豪からの誘客に取組むとしている。さらに、</p> <p>2030 年訪日外国人旅行者数 6,000 万人等の目標達成を見据え、全世界から誘客促進に向けた取組みを推進するとしている。具体的には、国別戦略に基づくプロモーションの徹底として、重点 22 市場からの更なる戦略的誘客のため、国別戦略を徹底し、旅行ニーズに応じたきめ細やかな市場別プロモーションを実施する。また、航空路線・クルーズ船の誘致強化として、航空路線の新規就航・増便やクルーズ船の日本への寄港を促進するため、自治体等による商談会の出展や招請への支援、航空事業者等との共同プロモーションを実施するとしている。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|---|
| 5. 公共交通事業者としてのタクシー業界 に対する支援（新規） | 要望へ反映 | — | 【未実現】 特段の措置は講じられなかった。 |
| 〈V 労働〉 1. 財政基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者 に十分配慮した働き方改革の推進（継続・ 修正） | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 中小企業・小規模事業者の抱える様々な課題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、よろず支援拠点等、関係機関と連携を図りつつ、事業主からの求めに応じて専門家を派遣するアウトリーチ型支援や出張相談、セミナー等に加え、新たに専門家自ら直接企業を訪問し、課題に対応するプッシュ型支援を実施する。中小企業・小規模事業者が、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行うとしている。 |
| 2. 中小企業・小規模事業者の人材確保・定 着支援の強化 (1) 人手不足業界に対する積極的な人材 確保支援策の拡充・強化（継続・修正） | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 厚生労働省では、令和2年度予算において、建設業、警備業、運輸業など、雇用吸収力の高い分野でのマッチング支援を強化するため、ハローワークの「人材確保対策コーナー」を拡充し(94 か所→101 か所)、関係団体等と連携した人材確保支援の充実等を図る。また、中途採用の拡大に取り組む事業主に対する助成により、転職・再就職者の採用機会の拡大及び人材移動の促進を図ることとしている。 |
| (2) 若年者の人材確保・定着支援の強化 (継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 就職氷河期世代を支援するため、ハローワークに専門窓口の設置を進め、就職から職場定着まで一貫した支援を実施するほか、トライアル雇用を行う事業主への助成金の拡充することとしている。さらに、就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。また、大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を推進するため、令和2年度予算において、U I J ターン等の促進する中途採用等支援助成金(U I J ターンコース)が計上されている。 |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|--|
| (3) 学校と地元中小企業が連携したキャリア教育・職業教育支援の強化(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】 インターンシップに取り組む中小企業に対する支援策は、中小企業庁や文部科学省が従来から実施している施策があるものの、それらの強化や新たな施策の実施等に向けた動きは見られていない。</p> |
| (4) 中小企業における女性・高齢者活躍推進を支援する施策の充実(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】 女性の雇用に当たっては、ハローワークにおけるマザーズコーナーの拠点数拡充等による子育て女性等の再就職支援の充実、高齢者雇用については、65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等に対する助成措置のほか、高齢者に係る成果を重視した賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対する助成により、継続雇用延長等に向けた環境整備を図る。</p> |
| <p>3. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定(継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■最低賃金の全国一律化反対 【未実現】 令和元年5月30日に開催された自由民主党「最低賃金一元化推進議員連盟」において全国中央会高橋専務理事(当時)が意見陳述を行った以降大きな動きはない。業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一律化する「全国一律最低賃金制度」については、現行の最低賃金制度を維持すべきと反対の立場をとり主張していく。</p> <p>■最低賃金の設定と最低賃金引上げの検証 【未実現】 令和元年度の最低賃金全国加重平均では901円と昨年度に続いて過去最高となった。本来、最低賃金の決定に当たっては、法の原則である3要素に基づき、また、名目GDP成長率、中小企業・小規模事業者の生産性の向上に向けた支援の状況、取引条件の改善等に関する状況を踏まえながら、各種統計データをもとに、議論されるべきであり、過度な最低賃金の引上げを行うべきではないことを令和2年度の中央最低賃金審議会において引き続き主張していく。また、最低賃金引上げの検証について、現時点で特段の措置は講じられていない。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|--|
| | | | <p>■最低賃金引上げに対する支援策の拡充【一部実現】</p> <p>最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援策として、令和元年度補正予算において、業務改善助成金の拡充が行われた。これまでは、事業場内最低賃金を 30 円以上引き上げた事業場に限定していたが、25 円以上、60 円以上、90 円以上のコースを新設し、支給額の上限を 100 万円から 450 万円へと拡充した。そのほか、時間外労働等改善助成金、キャリアアップ助成金等の助成額の増大等が行われる予定である。</p> <p>■特定最低賃金の早期廃止【未実現】</p> <p>現時点で特段の措置は講じられていない。</p> |
| <p>4. 外国人技能実習制度及び新たな在留資格「特定技能」の推進</p> <p>(1) 外国人技能実習生の受入に係る申請書類の簡素化(継続・修正)</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>監理団体の許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出手続き等を外国人技能実習機構が行っている。同機構は、監理団体を通じての外国人技能実習生の受入れが迅速に行われるよう、監理団体等からの相談体制の整備、提出書類の簡素化及び標準処理期間の遵守を図り、これら手続き等をより一層、迅速かつ適正に進めていく必要がある。令和2年度当初予算では、外国人技能実習に関する実地検査や相談援助等の体制強化に 64 億円計上されている。</p> <p>なお、平成 29 年 11 月の技能実習法施行から本年で 3 年を経過するため、監理団体の許可更新申請の手続きが始まる。監理団体及び実習実施者の技能実習が継続できるよう注視していく必要がある。</p> |
| <p>(2) 技能実習 2 号移行対象職種の拡大(継続・修正)</p> | 要望の反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】</p> <p>技能実習 2 号移行対象職種は、2 職種 2 作業追加され、令和 2 年 2 月 25 日現在 82 職種 146 作業となった。移行対象職種の追加については、業界内の合意が取れた対象職種・作業を引き続き拡充していく必要がある。</p> |
| <p>(3) 特定技能における業種の拡大(新規)</p> | 要望へ反映 | — | <p>【未実現】</p> <p>特段の措置は講じられなかった。</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|---|-----------------|-------|---|
| (4) 監理団体及び実習実施者への指導・監督の徹底 (新規) | 要望の反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 上記「V 4. (1)」のとおり。 |
| 5. 雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し (継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【一部実現】 事業主負担による雇用保険二事業は、特に雇用調整助成金をはじめとする助成金が中小企業の雇用の安定を図る上で、重要なセーフティネットとなっている。また、働き方改革の推進に当たっては、雇用保険二事業の保険料が財源であるキャリアアップ助成金やトライアル雇用助成金等により、非正規雇用労働者の処遇改善に活用されている。一方、財政状況は改善の方向にあるものの未だ厳しい状況に変わりはなく、雇用保険二事業の実施に当たっては、これまでのPDCAサイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の見直し及び絞り込みを引き続き図っていくことが肝要である。なお、国会に提出中の雇用保険法等の一部を改正する法律案において、雇用保険二事業に係る保険料率を財政状況に応じ、1,000分0.5引き下げる弾力条項について、更に1,000分の0.5引き下げられる改正が令和3年4月からなされる。 |
| 6. 社会保障制度の見直し (1) 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮 (継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | 【未実現】 平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では人づくり革命として、社会保障を全世代型の社会保障へ転換する必要性が示された。その中で、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、私立高等学校の授業料の実質無償化、介護人材の処遇改善のための施策が挙げられている。これらの施策を実施するための財源は消費税増税による財源だけではなく、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額部分も財源として充てられることとされた。令和2年度の事業主が負担する子ども・子育て拠出金は0.36%と前年度比0.02%引き上げられる。また、経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)において、「社会保障の給付と負担の在り方の検討に当たっては、社会保障分野における「基本的な考え方」を踏まえつつ、骨太方針2018及び改革工程表の内容に沿って、総合的な検討を進め、骨太方針2020において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめる」としており、今後の動きに注視していく必要がある。 |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|---|
| (2) 協会けんぽの財政安定のための支援 (継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【未実現】</p> <p>令和2年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の平均保険料率は、中長期的な加入者の負担増を回避し、安定的な保険財政運営とするため、引き続き10%に据え置かれることとなった。また、国庫補助率は、健康保険法本則において13.0～20.0%の範囲とされているが、当面の間16.4%のままとなっている。被用者保険の最後の受け皿機能を今後も維持可能なものとするために、財政基盤の安定化による協会けんぽの保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないように、全国平均保険料率10%未満への引き下げるとともに、国庫補助率を健康保険法本則で定められた上限である20%へ引き上げるよう要望していく。</p> |
| <p>〈VI 工業〉</p> <p>1. 日本を支える製造業の生産性向上・競争力強化、ものづくり人材の確保・育成</p> <p>(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の継続（継続・修正）</p> | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【実現】</p> <p>令和元年度補正予算により、「中小企業生産性革命推進事業」（3,600億円）が予算化され、そのうち今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の支援を目的として、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」が措置されている。</p> <p>本補助金は通年公募とし、複数の締切を設けており、令和2年3月10日より一般型の公募を開始している。1次締切は3月31日となっている。また、本年度より申請手続き簡素化のため、認定経営革新等支援機関の確認書添付が不要となっている。</p> |
| (2) 中小企業・小規模事業者向け HACCP (ハサップ) の導入に対する支援（継続・修正） | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【実現】</p> <p>令和2年度当初予算において、「HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等」（5.6億円）及び「食品衛生法改正事項の円滑な実施」（6.7億円）が予算措置された。</p> <p>「HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等」は、平成30年度改正食品衛生法により、全て食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化されたため、業種別手引書等によるHACCP導入支援及び相談支援を行っており、食品等事業者</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|--|-----------------|-------|--|
| | | | <p>による営業許可申請等の行政手続コストの削減、食品リコール情報の一元管理等の観点から、引き続き電子申請等の共通基盤システム整備を進めるとしている。また、「食品衛生法改正事項の円滑な実施」は、H A C C Pに沿った衛生管理の推進、営業許可制度の見直し、食品用器具・容器包装のポジティブリスト化などの平成 30 年食品衛生法改正事項を円滑に実施するとしている。</p> |
| (3) 食品表示制度見直しに当たっての中小企業・小規模事業者への配慮(新規) | 要望へ反映 | — | <p>【未実現】 特段の措置は講じられなかった。</p> |
| 2. 中小企業組合向け省エネルギー補助金の創設(継続) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>【一部実現】 令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算において、中小企業組合に特化した省エネ設備投資に対する優遇措置等の措置はなされていない。なお、令和2年度当初予算において、「中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金」(9.6億円)及び「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」(12.7億円)が予算措置されており、「中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金」は、省エネルギー診断や省エネ相談地域プラットフォームの構築など、中小企業等の省エネを推進するための支援を行うとしており、「省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金」では、新設事業所における省エネ設備の新設や、既存事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、さらにはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組みに際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行うとしている。</p> |
| 3. 下請取引等の適正化に係る指導・監督の強化(継続・修正) | 要望へ反映 | 要望へ反映 | <p>■下請法の監督強化【実現】 国は、下請等の取引条件の改善を目的に各省庁が横断的に検討することが必要であることから、内閣総理大臣補佐官を座長にした下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループを開催している。この中で、自主行動計画フォローアップ調査結果において、取引対価へのコストの反映状況については全体として改善状況にあり、支払条件について</p> |

| 福島県要望事項 (大項目) | 東北北海道 ブロック要望 | 全国要望 | 要望結果 |
|------------------|-----------------|------|---|
| | | | <p>も、発注・受注ともに「すべて現金」での支払は微増傾向となっている。しかし一方で、発注側と受注側での認識のずれは依然として 40 ポイント以上の差が見られている。また、「働き方改革」の影響については、特に影響はないという回答が最も多くなっているが、短納期発注等によるコストの適正負担については、発注側と受注側で認識にずれが見られている。併せて、下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（下請Gメン）による訪問ヒアリングは、2019 年 4 月～10 月までに 2,960 件行われており、その調査概要としては、材料価格等のコスト上昇分について、下請事業者の方から交渉を行って価格転嫁できた事例は少なくないものの、一方で、人件費上昇分の価格転嫁が必要であるが、交渉が難しいという声が多く聞かれている。</p> <p>■取引適正化のための業種別ガイドラインの充実・周知徹底【一部実現】</p> <p>中小企業庁が平成 28 年 9 月に公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」については、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底するべく、①価格決定方法の適正化、②コスト負担の適正化、③支払条件の改善を重点 3 課題に掲げ、定期的にフォローアップ調査を行っている。令和元年度自主行動計画フォローアップ調査結果によると、各課題は改善の傾向にあるものの、発注側・受注側の認識のずれを解消することが今後の課題とされていることから、調査結果を踏まえ、今後の対応策として、重点課題の更なる深堀や対策を検討し、「未来志向型の取引慣行に向けて」の拡充を行うとともに、①「自主行動計画」の実効性の向上、②取引実態把握の更なる強化、③地域単位での周知徹底に取り組むこととしている。</p> |

3. その他（本会の主な要望活動）

また本会では、本県要望事項については、本会機関誌「商工ふくしま」で掲載してお知らせしたほか、重要かつ緊急なものについては、福島県中央会独自に、または関係団体と連名により随時要望活動を実施いたしました。

① 令和2年度福島県予算編成に対する要望について

令和元年9月3日、福島県商工会議所連合会及び福島県商工会連合会と連名で、自由民主党福島県議会議員会、福島県議会県民連合議員会、公明党福島県議会議員団に対し、「1. 原子力災害の克服と県内産業の復興・再生に向けた支援強化について」、「2. 中小企業・小規模事業者支援対策の拡充強化について」、「3. 中小企業・小規模事業者の復興・事業継続を推進するための中小企業支援機関に対する予算措置の拡充について」、の3項目について要望した。

② 令和2年度政府予算対策要望について

令和元年11月29日、自由民主党福島県支部連合会の令和2年度政府予算対策要望活動として自由民主党本部及び経済産業省に対し、「Ⅰ 令和元年台風19号の被害からの復旧・復興に向けた支援の確実な実施」、「Ⅱ 東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故からの復興対策の確実な実施」、「Ⅲ 中小企業・中小企業組合等への支援強化による地域経済の振興及び地方創生の伸展」、「Ⅳ 中小企業金融機能の強化及び中小企業・中小企業組合税制の改正」、「Ⅴ 商店街及び中心市街地の活性化に向けた取組みへの支援強化」、「Ⅵ 中小企業に配慮した働き方改革等の推進、社会保険制度の見直し、及び人材確保支援の強化」、「Ⅶ 日本を支える中小製造業の生産性向上及び競争力強化」の7項目について要望した。

③ 福島県知事に対する要望について

令和2年2月19日、知事と中央会役員との交流会において、「令和元年台風19号等の被害からの復旧・復興に向けた支援の確実な実施」として1項目、「中小企業復興の着実な実施と自立支援の強化」として4項目、「中小企業対策及び地域創生への充実強化」として10項目についての要望を取りまとめた「要望書」を知事に提出した。